

政策 I-1-(2)-③

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	早期警戒制度、早期是正措置制度の的確な運用等
16年度重点施策	① 新BIS規制（バーゼルⅡ）の3つの柱を踏まえた自己資本比率規制に係る告示及び事務ガイドライン等の改正 ② 早期是正措置制度等の的確な運用
参考指標	① 告示の策定及び事務ガイドライン等の改正状況 ② 早期是正措置等の発動状況

2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融機関が健全に経営されていること
重点目標	金融機関のリスク管理態勢が確立されていること

3. 政策の内容

金融機関等の財務に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を実施し、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことが重要です。

このため、平成10年4月に導入された早期是正措置等に基づき、預金取扱金融機関、保険会社及び証券会社の自己資本比率等が一定の水準を下回った場合には、予め定めた是正措置命令を発動し、健全性を回復させることとしています。また、早期是正措置の対象とならない段階における預金取扱金融機関や保険会社であっても、早期警戒制度（預金取扱金融機関については14年12月に導入、保険会社については15年8月に導入）に基づき、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、早め早めの経営改善を促すこととしています（措置の内容については別添参照）。

4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

（1）早期警戒制度の活用等

早期警戒制度については、その制度の趣旨について各預金取扱金融機関及び各保険会社に十分浸透しており、早期是正措置の対象とならない段階における預金取扱金融機関及び保険会社に対しても、早め早めに経営改善を行うインセンティブを与え、健全化に向けた自主的努力が促されています。

（2）早期是正措置の発動状況

早期是正措置の対象となった金融機関は、命令に基づき、資本増強計画の提出及び実行、配当及び役員賞与の抑制等の経営改善を行い、健全性を回復しました。

(3) 自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化

金融審議会の報告書(16年6月)及び17年3月期決算の状況等を踏まえ、自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化について、規制内容・実施時期等についての検討を着実に進めています。

(4) 新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)への対応

- ① 新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)の規制案については、2回のパブリック・コメント及び意見交換会の開催等を踏まえ、バーゼルⅡの趣旨及び我が国の金融機関のリスク管理の実態を適切に反映したものとなるように修正を行っています。
- ② 監督指針・解釈集については、意見交換会の開催等を通じて着実に検討を進めています。
- ③ バーゼルⅡ推進室においては、上記作業に加えて、先進的な計算手法の採用を希望する金融機関の準備状況の把握を始めています。

5. 今後の課題

金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、早期是正措置や早期警戒制度の適切な運用に引き続き努める必要があります。

また、自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化について、17年度上期を目途にした告示改正に向けて、作業を着実に進めていく必要があります。

新しい自己資本比率規制への対応については、バーゼル銀行監督委員会において引き続き検討中の事項の検討状況を踏まえつつ、17年中を目途にした告示改正及び18年3月を目途にした監督指針・解釈集の改正に向けて作業を着実に進めていく必要があります。また、意見交換会の開催や個別ヒアリング等を通じて、先進的な計算手法の採用を希望する金融機関からの準備状況の把握に努めるとともに、金融機関のリスク管理の一層の高度化を促す必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。